

令和2年度（2020年度）第4回柏崎市地域公共交通活性化協議会
(書面協議)

議案

議案第1号 高柳町地域内交通（新交通）「岡野町～石黒線」、「岡野町～板畠線」
及び「岡野町～居谷線」の経路変更について

高柳町石黒地内の新規道路（2か所）の供用開始に伴い、高柳町地域内交通3路線における新規道路への経路変更について、お諮りするものです。

議案第2号 柏崎市地域公共交通活性化協議会規約の改正について

令和3年（2021年）1月に柏崎市役所が移転することに伴い、本協議会規約で定める事務局の所在地の変更について、お諮りするものです。

高柳町地域内交通（新交通）「岡野町～石黒線」、「岡野町～板畠線」及び
「岡野町～居谷線」の経路変更について

1 変更内容

高柳町石黒地内、国道353号及び県道275号（門出石黒線）の道路改良工事が完了し、新規道路（2か所）が、それぞれ平成30年（2018年）9月13日、令和2年（2020年）12月3日に供用開始（予定）しています。

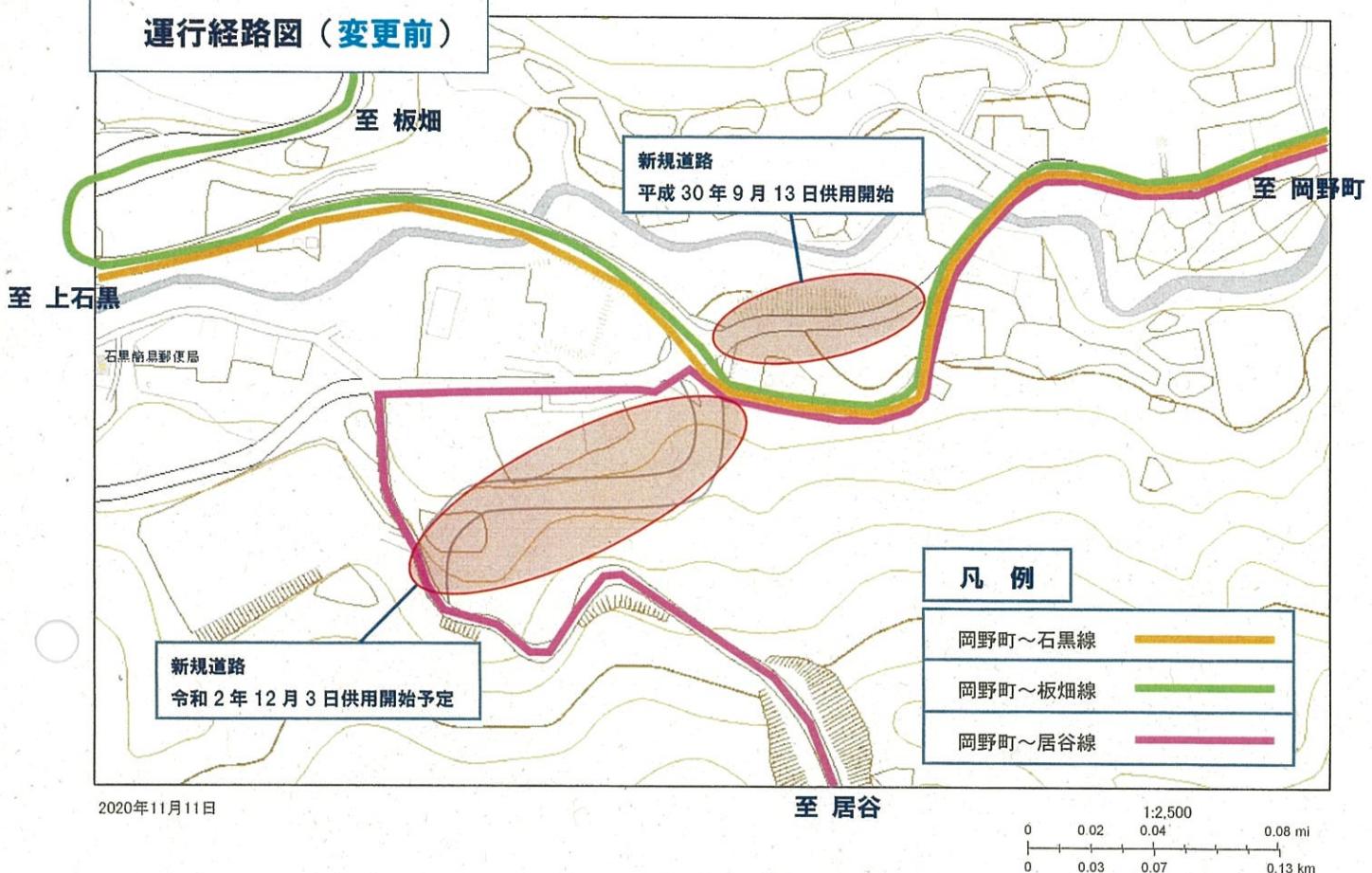
高柳町地域内交通（新交通）の「岡野町～石黒線」、「岡野町～板畠線」及び「岡野町～居谷線」では、従来の道路を運行経路としていますが、新規道路の供用開始に伴い、当該路線の経路変更をするものです。（別紙運行経路図参照）

なお、今回の経路変更による各路線の運行距離及び運行ダイヤの変更はありません。

2 経路変更予定日

令和2年（2020年）12月3日（木）

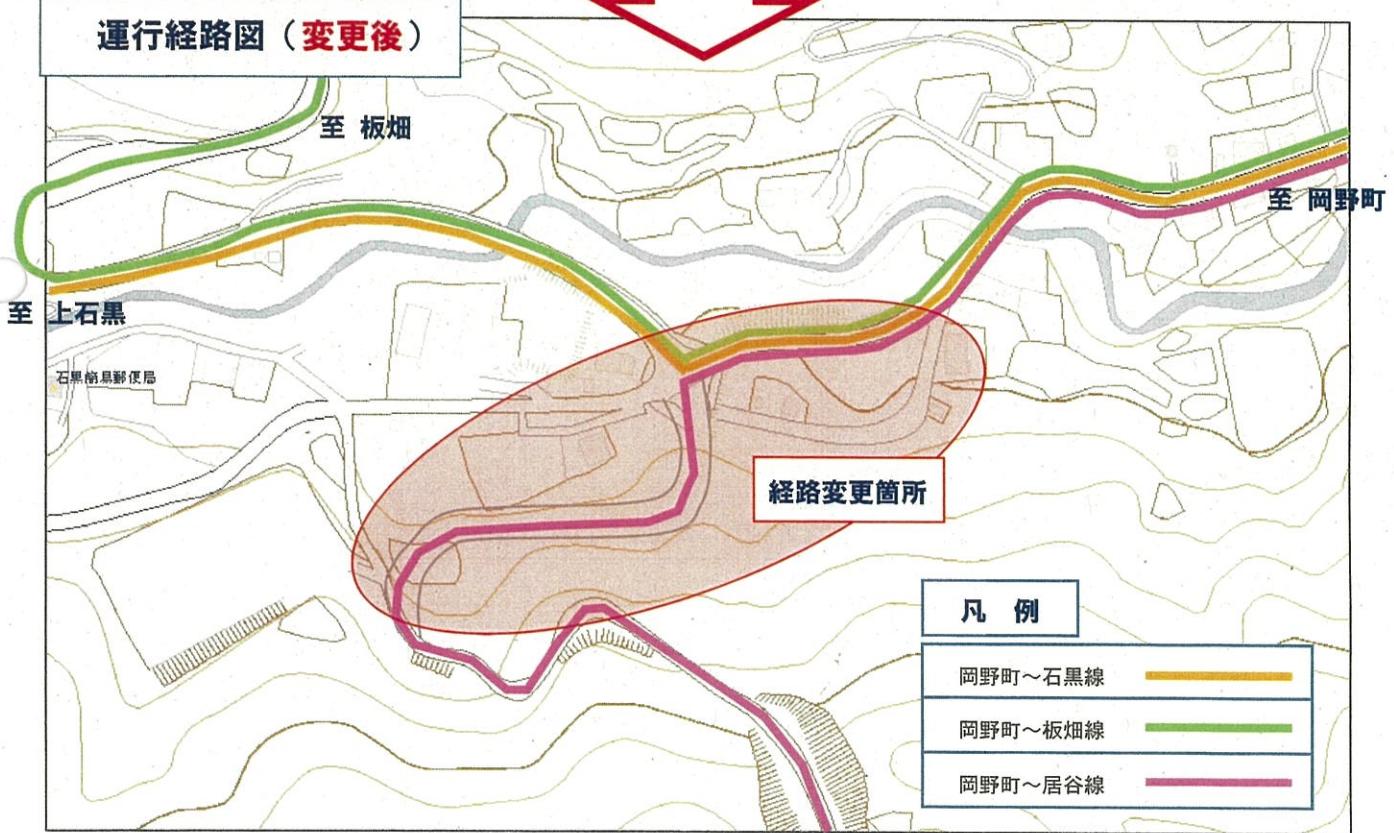
運行経路図（変更前）



2020年11月11日

1:2,500
0 0.02 0.04 0.08 mi
0 0.03 0.07 0.13 km

運行経路図（変更後）



2020年11月11日

1:2,500
0 0.02 0.04 0.08 mi
0 0.03 0.07 0.13 km

柏崎市地域公共交通活性化協議会規約の改正について

1 概要

令和3年（2021年）1月に柏崎市役所が日石町に移転することに伴い、本協議会規約で定める事務局の所在地を変更するものです。

2 改正箇所

別紙新旧対照表のとおり

3 改正予定日

令和3年（2021年）1月4日（月）

柏崎市公共交通活性化協議会規約（改正案）に係る日対照表

新	旧
柏崎市地域公共交通活性化協議会規約 (事務所) 第4条 協議会の事務所は、新潟県柏崎市 <u>旦石町2番1号</u> 柏崎市役所内に置く。	柏崎市地域公共交通活性化協議会規約 (事務所) 第1条～第3条 省略 第4条 協議会の事務所は、新潟県柏崎市 <u>中央町5番50号</u> 柏崎市役所内に置く。
第5条～第16条 省略	第5条～第16条 省略
附 則	附 則
1 この規約は、平成20年 3月21日から施行する。 2 この規約は、平成21年 6月30日から施行する。 3 この規約は、平成24年 4月 1日から施行する。 4 この規約は、平成25年 5月17日から施行する。 5 この規約は、平成28年 6月16日から施行する。 6 この規約は、平成30年 1月11日から施行する。 7 この規約は、令和3年 1月 4日から施行する。	1 この規約は、平成20年 3月21日から施行する。 2 この規約は、平成21年 6月30日から施行する。 3 この規約は、平成24年 4月 1日から施行する。 4 この規約は、平成25年 5月17日から施行する。 5 この規約は、平成28年 6月16日から施行する。 6 この規約は、平成30年 1月11日から施行する。
別表1 省略	別表1 省略

改正案

柏崎市地域公共交通活性化協議会規約

(設置)

第1条 この会は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号 以下「法」という)第6条第1項の規定に基づき、協議会として設置する。

(目的)

第2条 協議会は、法の趣旨に則り、地域公共交通の活性化及び再生を図るため、地域における取組みを総合的かつ効率的に推進するほか、地域における需要に応じた住民の生活に必要な旅客輸送の確保及び旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要となる事項を協議するものとする。

(名称)

第3条 この会の名称は、柏崎市地域公共交通活性化協議会(以下「協議会」という)とする。

(事務所)

第4条 協議会の事務所は、新潟県柏崎市日石町2番1号柏崎市役所内に置く。

(業務)

第5条 協議会は次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 法に規定される地域公共交通網形成計画(以下「計画」という)の策定及び変更の協議に関すること
- (2) 計画の実施に係る連絡調整に関すること
- (3) 計画に位置づけられた事業の実施に関すること
- (4) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関すること
- (5) 地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱に規定される生活交通確保維持改善計画の策定及び変更に関すること
- (6) 協議会の運営方法、その他協議会が必要と認めること

(組織)

第6条 協議会は、別表1に掲げる委員をもって組織する。

2 協議会に、次に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 1人
- (3) 監査員 2人

3 会長、副会長及び監査員は相互に兼ねることができない。

(委員の任期)

第7条 別表1に掲げる委員のうち行政機関の職員及び団体の役員等については、その職にある期間とする。

2 前項以外の委員については、2年以内とする。ただし、欠員等により新たに委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長及び監査員)

第8条 会長は、柏崎市長をもって充てる。

2 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。

3 会長は、会計を監査する監査員を委員の中から任命する。

4 副会長は、委員のうちから学識経験者をもって充てる。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

6 監査員は、協議会の会計監査を行う。

7 監査員は、会計監査の結果を協議会の会議において報告する。

(事務局)

第9条 協議会は、協議会の運営に関する事務を行うため、柏崎市総合企画部内に事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会の会議の運営)

第10条 協議会の会議(以下「会議」という)は、会長が招集し、会長又は会長が指名する者が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 委員は、都合により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができることとする。その場合、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を連絡することとし、会長は代理出席の可否を判断することとする。代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。

4 会議の決議の方法は、会議出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

5 会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な会議の運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。協議会に関する情報は、柏崎市のホームページ等を利用して公表する。

6 協議会は、必要があると認めるときは、会員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

7 前6項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の尊重義務)

第 11 条 協議会で決議した事項については、委員はその協議結果を尊重しなければならない。

(分科会)

第 12 条 協議会は、第 5 条各号に掲げる事項について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じ分科会を置くことができる。

2 分科会の名称、構成員、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(財務に関する事項)

第 13 条 協議会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わるものとする。

2 前項に定めるもののほか、協議会の予算の編成及び現金の出納その他の財務に関して必要な事項は、会長が別に定める。

(報酬及び費用弁償)

第 14 条 委員等は、会議に出席したときは報酬及び費用弁償を受けることができる。ただし、別表 1 に掲げる法第 6 条第 2 項第 1 号に区分される委員、同第 2 号に区分される交通事業者及び道路管理者の委員並びに同第 3 号に区分される行政機関の委員は、この限りでない。

2 報酬及び費用弁償の額及び支払方法等は、新潟県柏崎市特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び実費弁償に関する条例（昭和 31 年柏崎市条例第 22 号）の例による。

(協議会が解散した場合の措置)

第 15 条 協議会が解散したときは、協議会の収支は解散をもって打ち切り、会長がこれを精算する。

(規約の改正)

第 16 条 この規約を改正する場合は、協議会の承認を得なければならない。

附 則

- 1 この規約は、平成 20 年 3 月 21 日から施行する。
- 2 この規約は、平成 21 年 6 月 30 日から施行する。
- 3 この規約は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 4 この規約は、平成 25 年 5 月 17 日から施行する。
- 5 この規約は、平成 28 年 6 月 16 日から施行する。
- 6 この規約は、平成 30 年 1 月 11 日から施行する。
- 7 この規約は、令和 2 年 1 月 4 日から施行する。

別表1（第6条関係）

区分	所属等
法第6条第2項第1号	柏崎市長
法第6条第2項第2号	越後交通株式会社柏崎営業所 柏崎交通株式会社 社団法人新潟県バス協会 柏崎市ハイヤー協会 東日本旅客鉄道株式会社新潟支社 国土交通省 北陸地方整備局 長岡国道事務所 新潟県 柏崎地域振興局 地域整備部 柏崎市 都市整備部
法第6条第2項第3号	新潟県柏崎警察署 学識経験者 北陸信越運輸局 交通政策部 交通企画課 北陸信越運輸局 新潟運輸支局 首席運輸企画専門官 新潟県 柏崎地域振興局 企画振興部 日本労働組合総連合会新潟県連合会柏崎地域協議会 上記以外の関係機関 利用者